

／ 住んでいない実家・自宅のお悩みは ／

北区 空家等ワンストップ

相談窓口

将来、所有・相続予定の方もご相談いただけます

解決に向けてサポートいたします。

様々な専門家・協力事業者が

空き家等に関するご相談に

終活

元気なうちに
できる準備はある？

活用

空き家となった自宅を
貸せる？貸せない？

解体

解体したほうがいい？
しなくていい？

庭木剪定

庭木が生い茂って
近隣に迷惑を
かけている…

売却

相続した実家を売るまでの
手順がわからない

管理

相続した実家を
管理できない…

家財整理

家財整理ができず
前に進めない…

相続

相続トラブルになって
活用ができない…

税金・法律

売却した後の税金って
どのくらい？

お問い合わせ

NPO法人 空家・空地管理センター



0120-336-366

HPはコチラ／



ご相談
無料



受付時間：9時～17時（※年末年始除く）



空家空地管理センター

検索



NPO法人
空家・空地管理センター

NPO法人 空家・空地管理センターは、
北区と空家等対策の相談事業等に関する協定を締結し、当窓口を設置しています。

北区では、空き家に関する 各助成事業を行っています。

※各助成事業には条件があります。

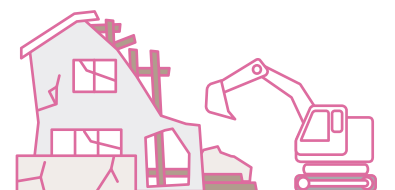
ぜひご利用
ください！

01

老朽空家等
除却支援事業
(解体)

危険な空家等の 除却をサポート！

管理不全な状態による事故等の防止や地震等の自然災害による被害防止のため、危険な老朽空家等を除却する場合に、除却費用の一部を助成します。



助成額

上限 **80万円**
(工事費用の 1/2)

02

空き家
利活用事業
(地域貢献型)

空き家を 地域の居場所に！

空家等を改修して、コミュニティスペースや学習支援の場など、地域貢献活動の拠点とする場合に、改修費用の一部を助成します。



助成額

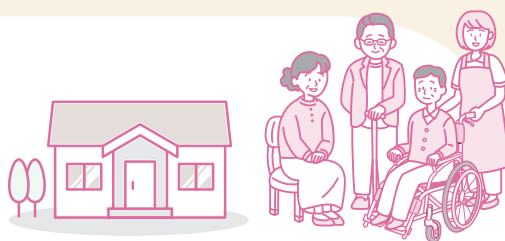
上限 **200万円**
(工事費用の 2/3)

03

空き家
利活用事業
(共同居住型)

空き家を シェアハウスに！

空家等をシェアハウスに改修して、セーフティネット住宅に登録した場合、改修費用の一部を助成します。



助成額

上限 **200万円**
(工事費用の 2/3)

お問い合わせ

北区住宅課
住宅政策係

☎ **03-3908-9201**

受付時間：8時30分～17時（平日）

